

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：新 潟 県
農業委員会名：阿賀野市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	市ホームページに「総会等予定日カレンダー」並びに、「総会が公開である」等について掲載している。 また、農業委員会事務局等にポスター掲示し、総会日程及び総会議案の縦覧について周知している。
改善措置	特になし
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	議事案件等の多寡により異なるが、おおむね2週間程度で作製し、総会時に議事録署名委員から確認の上署名押印してもらうこととしており、総会の1ヵ月後には縦覧に供している。
改善措置	特になし

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	特になし
------	------

(4) 議事録の公表

公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	農業委員会事務局に備え付け
改善措置	特になし

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数(平成25年1月1日～12月31日): 134 件、うち許可134 件及び不許可 0件

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付では、両当事者が来庁のうえ事情聴取を受けながら申請手続きを行い、最も有利な制度に乗せるよう指導を行っている。 農業委員会事務局と農業経営改善支援センターがワンフロアであり、相互に連携しながら事務を進めている。 申請された案件については、議案送付時に地区担当農業委員へ農地情報システムからの位置図(航空写真付)を送付し、現状把握や周辺に与える影響等の調査を行っている。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局説明については、議案に基づき説明し、農地法の判断基準等についても補足説明を行うとともに、現地確認農業委員からの確認結果も合わせて報告し審議している。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	134件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に審議結果を掲載し、閲覧により公表している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	特になし			

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

1年間の処理件数(平成25年1月1日～12月31日): 67件

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請時に、申請者より転用計画の詳細を聞き取り、申請書及び添付書類を確認する。更に総会前に農業委員会六役から1名と農業委員4名の合計5名及び事務局で現地調査並びに事情聴取を行っている。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局が議案の説明と農地転用許可基準等を説明し、更に輪番制で割り当てられた現地確認員(農業委員)が、現地調査の結果を詳細に説明した後に質疑等を受ける形式をとっている。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	申請者に文書等で許可及び許可書の受領について通知し、許可書交付時には、特に議論された事項があれば伝えることとしている。審議の内容等については、議事録に審議結果を掲載し閲覧により公表している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	40日
	是正措置	特になし			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		17 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		17 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0 法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	—	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借筆数 3,895 筆 公表時期 平成26年 1月 情報の提供方法:市ホームページで公表するとともに全農家へチラシの配布。
	是正措置	特になし
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,267件 取りまとめ時期 平成26年 1月 情報の提供方法:市ホームページで公表している。
	是正措置	特になし
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 7,150 ha 整備方法 電算処理システムを導入し整備 データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新。
	是正措置	特になし

(5) 農用地利用集積計画の決定

1年間の処理件数(平成25年1月1日～12月31日): 898件、うち:決定 898件

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、議案送付時に地区担当農業委員へ農地情報システムからの位置図(航空写真付)を送付し、現状把握や周辺に与える影響等の調査を行っている。
	是正措置	特になし
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。 また、事務局説明では議案ごとに説明し、併せて現地確認農業委員からの確認報告を受けた後に審議している。
	是正措置	特になし
審議結果等の公表	実施状況	議事録に審議結果を掲載し閲覧により公表している。
	是正措置	特になし

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	申請受付後に農業経営改善支援センターと連携しながら、該当農地の現状把握や周辺に与える影響等の調査結果を基に審議しているため現況に即した許可等を行っている。
農地転用に関する事務	農地転用申請案件については、現地確認委員に詳細な説明を行い事実関係を確認した上での転用許可なので適切である。
農業生産法人からの報告への対応	必要に応じて訪問を行い適切な要件等確認している。
情報の提供等	市ホームページで公表し、全農家にチラシ配布する等で情報提供に努めている。
農用地利用集積計画の決定	該当農地の現状把握や周辺に与える影響等の調査を基に審議し、現地確認農業委員からの確認結果の報告等に基づいて決定している。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	7,150ha	2.8ha	0.04%
課 題	米価の低迷等で農業所得は減退し、農業従事者の高齢化、相続等による不在地主等での不耕作地が増加傾向にあり、それが遊休農地化して病害虫の発生原因等も危惧され、周辺農地に悪影響を及ぼしかねない状況となっている。農地パトロール(利用状況調査)による状況把握並びに遊休農地の所有者等への指導徹底を図る必要がある。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
2ha	0.9ha	45%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		7月～11月	44人	11月～12月
	調査方法	1 管内を旧町村毎(4地区)に調査地区を分けて地元農業委員を中心に班編成し、目視による現地調査を一斉実施する。また、遊休化した圃場については詳細に状況を確認し現場写真や現場地図などにより記録する。 2 総会の審議では、農地法第3条及び基盤強化法の案件等は事前に農地情報システム(航空写真)からの位置図を地区担当農業委員に提供し、地域調和要件等の現地調査の結果や関係機関等からの情報提供により行う。 3 仮登記農地や相続等の届出、納税猶予特例農地等については、適用農地を明確に把握しながら随時調査を行う。		
遊休農地への指導	実施時期:12月～3月			
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		10月	38人	11月～12月
	調査方法	1 管内を旧町村毎(4地区)に地元農業委員及び関係機関で班編成し、目視による現地調査を10月に実施した。また、調査結果は現地写真や航空写真等により記録した。 2 農地法第3条並びに基盤強化法等の総会議案の審議では、事前に地元農業委員に航空写真による現地情報を提供し地域調和要件等の調査を依頼するなど情報収集に努めている。 3 仮登記農地や相続等の届出、納税猶予特例農地等の随時調査については、農地パトロールの実施時期と合わせて実施した。		
	遊休農地への指導	実施時期: 12月～3月		
		指導件数: 19件	指導面積: 1.0ha	指導対象者:17人
	遊休農地である旨の通知	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人
その他の取組状況	農業委員による日常的な農地パトロールを実施。			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	今年度は、耕作放棄地再生利用緊急対策事業等の導入がない中で、農業委員会が実施する継続的な指導通知により、自ら耕作再開や新たな利用権設定で遊休農地の解消が図られた。今後の目標値の設定については事前に関係機関との協議する必要がある。
活動に対する評価の案	農業委員による日常的な農地パトロール並びに毎月の総会案件である農地法第3条及び基盤強化法の利用権設定等で、農地情報システム(航空写真等)から位置図を提供し、地区担当農業委員が周辺農地の地域調和要件等の確認をしている。また、関係機関等からの情報提供等による現地調査を実施し、早期発見・早期指導により新たな遊休農地の発生を防いでいる。農地パトロール(利用状況調査)の実施時期については、目に見える農業委員会活動の実践の一環でもあり、地域全体に広く農地を守る運動をアピールする効果も大きいことから、農繁期中(10月中下旬頃)に実施時期を繰り上げ一定の成果があった。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	大幅な目標達成であったが、引き続き関係機関等からの情報提供、現地調査を行い現状を把握し解消に努めてください。 農業従事者が高齢化していく中で不耕作地が増加し、それが遊休農地化していく傾向があり関係団体一体となった取り組みが必要である。
活動の評価案に対する意見等	現地巡回調査を行い早期発見・早期指導により新たな遊休農地の発生を防ぎ、所有者の意向を確認して有効活用による解消に努めてください。 地道な活動ではあるが継続していくことが大事である。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標面積は達成されており、「あっせん申し出」や関係機関等と連携した農地パトロールによる遊休農地の解消に向けた活動ができました。
活動に対する評価	遊休農地の所有者への指導が着実に展開されており、遊休農地解消に向けた意識の高揚に繋がってきている。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	農家数(販売)	2,475戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	454戸	471経営	法人	団体
	農業生産法人数	17法人			
課 題	<p>本市の農業構造は、2010年の世界農林業センサスと5年前を比較すると総農家数2,798戸(△149戸・△5.1%)、販売農家数2,475戸(△221戸・△8.2%)と減少しており、農業就業者の減少や高齢化、担い手不足、米価の低迷などにより、農業生産意欲の減退や農村の活力低下が懸念されている。</p> <p>地域農業を維持し発展するためには認定農業者や担い手の確保が不可欠であり、担い手が不足する集落等については集落営農組織や法人化などによる担い手育成・確保を行い、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体への合理的な農地の利用集積を一層強化・促進していくことが必要である。</p> <p>農業生産基盤の整備については、県平均と比較しても低い圃場整備率となっているが、農作業の効率化を図り、生産性の向上させるための農道整備や湛水等の常襲地帯の改良改修と併せて圃場整備を行う必要があり、土地所有者並びに関係機関と協議しながら整備を図る必要がある。</p> <p>安全で安心な農作物の生産と供給への関心が年々高まっている中、旧笹神地区を中心に展開されてきた耕畜連携による減農薬・減化学肥料等の環境保全型農業が他地区に拡大しつつあり、首都圏への農作物供給のみならず都市と農村の交流事業も盛んに行われており、認定農業者や担い手も含めた交流を一層推進していく必要がある。</p>				

(2) 平成25年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	5経営	法人	団体
実 績 ②	△1経営	法人	団体
達成状況 (②/①×100)	△5%	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	<p>阿賀野市農業再生協議会が実施する各種支援対策への参画、並びに阿賀野市農業振興協議会(担い手部会)が実施する認定農業者への経営相談会等を積極的に支援し認定農業者の課題解消に向けた取り組みを推進する。また、農業委員会に設置の農業経営改善支援センターを活動拠点として、認定農業者の支援窓口を積極的に展開する。</p> <p>農業者戸別所得補償制度での認定農業者へのメリットについて、説明会等の機会を捉えて周知を図る。</p> <p>農業委員の地域活動の中で、意欲のある農業者等の情報収集を行い市及び農業関係団体と連携し、新たな認定農業者の確保に努める。</p>		

活動実績	<p>阿賀野市農業再生協議会による認定農業者への各種支援や、阿賀野市農業振興協議会(担い手部会)活動では認定農業者(農業生産法人)への経営相談会やパソコン農業簿記講座等を開催し支援を行った。</p> <p>各種説明会等の機会を捉えて、農業者戸別所得補償制度での認定農業者へのメリットを説明し周知を図った。</p> <p>農業委員の地域活動の中で、意欲のある農業者等の情報収集を行い、関係団体と連携しながら、新たな認定農業者の発掘に努めたが、生産調整の関係や認定農業者制度にメリットが感じられない等の理由から更新手続きを避ける認定農業者が見受けられ認定農業者数は減少した。</p>		
------	---	--	--

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	実態を考慮した目標値の見直しが必要。		
活動に対する評価の案	普及啓発等の活動は計画どおり実施。		

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	関係機関が連携し情報収集を行い、適正な目標値を設定してください。		
活動の評価案に対する意見等	関係機関等で連携して認定農業者制度を周知し、意欲のある担い手の発掘に努めてください。		

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	目標値と認定農業者数と実績に開きが出た。		
活動に対する評価	農業振興協議会担い手部会、農業経営改善支援センターを中心に活動支援を展開している。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7,150ha	2,633ha	36.8%
課 題	<p>本市の農業構造は、2010年世界農林業センサスで5年前に比べて販売農家の就業人口は3,081人(△1,438人・△31.8%)で平均年齢は67.8歳となり、限界感の中の生産調整や米価の低迷などにより、農業生産意欲の減退や農村の活力低下が懸念されている。</p> <p>地域農業の維持及び発展のためには、認定農業者等の担い手の確保と集落営農組織や法人化などによる効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体へ農地の利用集積を一層強化・促進して行くことが必要である。</p>		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
30ha	105.0ha	350%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	阿賀野市農業再生協議会や農業関係機関と連携し、農業者戸別所得補償制度での認定農業者等への農地集積や農業経営基盤強化促進法等による利用権設定等事業について、円滑に実施されるよう説明会や広報誌・ホームページ等で周知する。農地移動が秋から春先に集中していることから、基盤強化法等による利用権設定について周知し更新時期が円滑に廻るよう指導する。
活動実績	阿賀野市農業再生協議会や農業関係機関と連携しながら、農業者戸別所得補償制度での担い手への農地集積や農業経営基盤強化促進法等による利用権設定等事業が円滑に実施されるよう窓口での指導や説明会及び広報誌等で周知を図った。 また、離農や経営規模の縮小を希望する農家からの「あっせん申出」を受けて、地域担当農業委員が調整役を努めながら、地域の中核的担い手に農地が集積されるよう農地のあっせん活動を展開した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標値を上回った。今後も継続して担い手の確保と農地の利用集積を強化・促進する。
活動に対する評価の案	「離農したい。」「規模縮小」等のあっせん申出が増えてきているが、年々、農地相場が下落傾向にある中で『米価』の低迷等から、積極的な買い受け農家が減少している。このような状況下にあるが地域担当農業委員のあっせん活動によって、認定農業者等の担い手への農地集積が図られるように努めている。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	引き続き認定農業者等の担い手に農地集積が図られるよう努めてください。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	今後も関係機関と連携し、担い手農家の発掘に努めるとともに担い手農家への農地集積活動を継続していく。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	7,150ha	0.06ha	0.00%
課 題	違反転用については、機会を捉えて広報やチラシ等でPRに努めているが、特に山沿いや遊休農地では違反転用や不法投棄が発生しやすい環境にあり、関係機関と連携を密にしながらか注視する必要がある。農業委員の担当地域では日常的な農地パトロールを実施し、更に期日を定めた管内一斉の農地パトロールも実施する。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.06ha	0 ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	不法投棄が違反転用の引き金にならぬよう、市担当部局と連携のうえ常に情報収集を行う。 無断転用防止に効果がある「農地転用許可済標示板」の設置を今後も継続して指導していく。 市広報及び市ホームページ等による周知を図る。 全地区対象の農地パトロール実施や農業委員による日常的な現地確認等を行い、違反転用が確認された場合は、速やかに適切な対応を図り違反転用の解消に努める。
活動実績	10月の農地パトロール(農地利用状況調査等)で、違反転用と疑われる事案については過去の経緯等を調査しながら文書通知し、本人から事情聴取等を行いながら違反転用と判断されれば農地復旧を含めた対応を協議することとした。 市ホームページに農地法第4条・第5条許可申請書の記入方法や申請に必要な書類等についての解説を掲載し、農地転用に係る許可手続きについて周知をした。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農地パトロールで不法投棄は確認されなかったが、引き続き市民生活課等と連携を図りながら早期発見・早期是正指導を行う。違反転用が疑わしい案件が数件あるが過去の経緯や許可状況等の確認を行い、違反転用であれば早急に改善策を講じることとしたい。
活動に対する評価の案	現時点で確認できていない無断転用等もあるものと推測されるが、農業委員による日常的な現地確認や関係機関等からの情報提供を受けながら、その実態把握にに努めていくこととする。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	
活動に対する評価結果	

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：新潟県
農業委員会名：阿賀野市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	7,138ha	1.02ha	0.01%
課 題	農業就業者の減少が加速し高齢化や担い手不足等より、不耕作地が増加傾向にある。それらが要因となって農地が遊休化し、病虫害の発生原因等となり、周辺農地への悪影響が懸念される。新たな農業・農村政策の、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策や水田フル活用と米政策の見直し等を見極めながら、農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が急務となっている。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積 0.7ha		
		目標案設定の考え方 遊休農地のうち、農振法の農用地区域内の農地や周囲に悪影響を及ぼすと懸念される遊休農地については、早期に解消するよう指導徹底に努める。 また、農用地区域外の農地で、農用地以外に利用され隣接圃場への影響が過小と判断される農地等については農地以外に転用することも検討する。 解消目標面積は概ね7割程度に設定し農用地の適正利用の啓発に努める。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		7月～10月	40人	10月～12月
	調査方法	1 管内を旧町村毎(4地区)の調査区域に分け、地元農業委員を中心に関係機関と一体となった班編成を行い、目視による農地パトロール(利用状況調査)を一斉に実施する。 遊休化した農地については、現場写真や位置図など調査結果を取り纏め記録する。 2 毎月の総会で、農地法第3条及び基盤強化法(農地利用集積計画)案件等については、事前に地区担当農業委員に農地情報システム(航空写真)からの位置図を配付し、地域調和要件等の現地調査の結果報告や関係機関等からの情報提供等を受け審議する。 3 仮登記農地、相続等の届出(農地法第3条の3第1項)、基盤強化法・農地利用集積計画(法第18条第2項第6号・解除条件)の権利設定農地、納税猶予特例適用農地等については、随時的に調査を実施する。		
遊休農地への指導	実施時期：12月～3月			

※1 目標案は、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	遊休農地については周辺環境にも大きな影響を及ぼすため、所有者への徹底指導により早期解消に努めてください。
活動計画案に対する意見等	定期的な現地確認と関係団体等の情報提供によりの確かな状況把握の上、早期解消に努めてください。 関係機関一体となった取り組みが必要であるとする。 遊休農地に対する県知事の裁定又は市町村長の命令及び代執行に至る前に地元において所有者の同意がなくとも農地の適切な管理ができるような制度の確立を国等に要望願いたい。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積			0.7 ha
活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		7月～10月		40 人	11月～12月
		調査方法	上記の活動計画案と同じ		
	遊休農地への指導	実施時期: 12月～3月			

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

現 状

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年4月現在)	農家数(販売)	2,475戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	454戸	471経営	法人	団体
	農業生産法人数	18法人			
課 題	<p>本市の農業構造は、総農家数、販売農家数ともに年々減少傾向にあり、農業就業者の減少が加速し高齢化や担い手不足が深刻化している。更に、先行き不透明な米の生産調整と米価の低迷などにより、農業生産意欲の減退と農村集落の活力低下が懸念されている。</p> <p>地域農業を維持し発展させるには、認定農業者や担い手の確保が急務であり、確保が難しい集落等については、集落営農組織の立上げや有志による法人設立など集団的な組織形成による運営体制の構築が不可欠で、農業経営を目指す経営体への合理的な農地の利用集積を一層強化・促進していく必要がある。</p> <p>農業生産基盤の整備については、県平均と比較すると低い圃場整備率となっているが、農作業の効率化と生産性の向上を図るためには、農道整備や湛水等常襲地帯の改良改修と併せて圃場整備を行うことが必要であり、土地所有者並びに関係機関と調整しながら、圃場整備を推進する必要がある。</p> <p>安全で安心な農作物の生産と供給への関心は年々高まっている中、旧笹神地区を中心に耕畜連携による減農薬・減化学肥料等(環境保全型農業)が他地区にも浸透しつつあり、首都圏への農作物供給のみならず都市と農村の交流イベント等も盛んに行われており、認定農業者や担い手も含めた交流事業を一層推進していく必要がある。</p>				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	(新規) 5経営	法人	団体
活動計画案	<p>目標案設定の考え方: 認定農業者については、「農業経営基盤の促進に関する基本的な構想(基本構想)」に基づき、市(農林課)が中心となり認定農業者の育成・確保に努めているところであるが、農業委員会としても市及び農業関係団体等と連携して、認定農業者の目標達成に向けた活動支援を行うものである。</p> <p>阿賀野市農業再生協議会及び阿賀野市農業振興協議会(担い手部会)を中核として、農業委員会としても積極的に参画し認定農業者の確保と育成に努めるものである。更に、農業委員会に農業経営改善支援センターが設置されており、この組織の優位性を活用して認定農業者や集落営農組織を対象に経営相談会等の支援活動を積極的に展開する。</p> <p>認定農業者の優位性については、経営所得安定対策や水田フル活用制度などの説明会等の機会を捉えて周知を図る。</p> <p>農業委員の地域活動では、意欲のある農業者等の情報収集を行いながら、市及び農業関係団体と連携を図り新たな認定農業者の確保に努める。</p>		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	農業関係団体と連携して担い手育成の基本方向と整合性を保ちながら推進してください。 5年後の農政の大改革を見据えて、担い手となる認定農業者等の経営体の育成に努めてほしい
活動計画案に対する意見等	担い手育成支援活動に農業委員会として積極的に参画して認定農業者制度の周知を図り、新たな認定農業者の確保に努めてください。 地域内の意欲のある農業者に対して関係機関と連携しながら経営所得安定制度の説明会を開催し周知に努めてほしい。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	新規5経営	法人	団体
活動計画	上記の活動計画と同じ		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		7,138ha	2,738ha
課 題	<p>総農家数や販売農家数とも年々減少しているが、その反面、担い手農家への農地集積が加速し、5年前との比較では個別経営体(単一経営)の基準面積で旧笹神地区以外で約20aから30a増加し、旧笹神地区では約50aと極端な増加傾向にあり、山沿い地帯では離農が急増し担い手への農地集積が加速している。</p> <p>地域農業の維持及び発展のためには、認定農業者等の担い手の確保と集落営農組織や法人化などによる効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体へ農地の利用集積を一層推進して行くことが必要である。</p>		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 110ha
	目標案設定の考え方： 今後、国の農業政策等により農家にとって大転換期を迎えることを考慮し、これまでの集積面積の4割程度を目標値とする。
活動計画案	農地移動が秋から春先にかけて集中していることから、これまでの周期を見直し農業経営基盤強化促進法等による利用権設定事業について理解を得ながら、担い手農家への農地集積が円滑に行われるよう広報誌や市ホームページ等を活用して制度の周知を徹底する。

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	地域で意欲のある農業者の情報収集を行い、担い手農業者を確保して農地利用面積の集積を図ってください。
活動計画案に対する意見等	経営所得安定対策を利用した利用権設定をして担い手への農地の利用集積を図ってください。 目標達成に向けて広報紙やホームページ等で周知を図ってほしい。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 110 ha
活動計画	上記の計画と同じ

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	7,138ha	0.06 ha	0.00%
課 題	違反転用については、機会を捉えて広報やチラシ等によるPRを積極的に行っているところであるが、特に地元農業委員の目の届きにくい山沿いや耕作放棄地において、違反転用や不法投棄の発生しやすい環境にあり、関係機関と連携を図りながら注視する必要がある。また、日頃から地域情報や農地パトロールなどによる未然防止が一層重要となっている。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積 0.06 ha
	目標案設定の考え方 違反転用として把握している件数は少なく、この解消に向けて関係機関とも協議を行い解消する。 また、農地パトロールや固定資産台帳との照合等により、違反転用と思われる事案が確認された場合は、過去の転用許可等の有無を確認し、違反転用であることが判明した場合は、その解消に向けて努めるものである。
活動計画案	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄が違反転用の引き金にならないよう、市担当課等と連携の上、常に情報収集を行う。 ・無断転用の防止に効果がある「農地転用許可済標示板」については、引き続き活用し標示看板の設置を徹底する。 ・市広報及び市ホームページ等による周知。 ・日常的に各農業委員が担当地区を農地パトロールにより調査し、違反転用が確認された場合は速やかに適切な指導を行う。 ・10月に管内全地区を対象として農地パトロール(農地利用状況調査等)を実施する。違反転用が疑われる事案については、過去の農地法許可や詳細について調査を行ったうえで、本人からの事情聴取等により、違反転用と判断されれば農地復旧を含めた対応を協議する。

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	定期的に農地巡回をして状況把握に努め疑わしい転用農地については許可等の有無を確認して、関係機関と協議の上早期解消を図ってください。
活動計画案に対する意見等	関係機関等の連携の上、情報収集を行い、また、農地転用許可済表示板設置の継続により、違反転用の確認が速やかになるよう適切な対応を図って下さい。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積 0.06 ha
活動計画	上記活動計画と同じ

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）に対して、地域の農業者等から寄せられた御意見等に対する考え方について

1. 寄せられた御意見等の総数 : 32件
2. 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）に対する意見・要望
I 平成25年度法令事務に関する点検

事務に関する点検	御意見等の概要	農業委員会としての考え方
農地法第3条に基づく許可事務	①適正に事務処理が行われている。 ②申請受付後に、該当農地の現状把握や周辺に与える影響等の調査結果を基に審議を行い現況に即した許可等を行っている。	①～⑩適正に事務処理を行っている。
農地転用に関する事務	③適正に事務が行われている ④現地確認委員の詳細な説明により事実関係を確認した上での転用許可なので適切である。	
農業生産法人からの報告の対応	⑤適正に対応している ⑥必要に応じて訪問を行い適切な要件等確認をしている。	
情報の提供等	⑦市ホームページ等で全農家等に提供されている。 ⑧ホームページで公表し、全農家にチラシを配布する等で情報提供に努めている。	
農用地利用集積計画の決定	⑨適正に事務処理が行われている ⑩該当農地の現状把握や周辺に与える影響等の調査を基に審議し、現地確認農業委員からの確認結果の報告等に基づいて決定している。	

II 法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価

遊休農地に関する措置	御意見等の概要	農業委員会としての考え方
目標の評価案に対する意見等	<p>⑪農業従事者が高齢化することにより、不耕作地が増加し、遊休農地化していく傾向があり関係機関一体となった取り組みが必要である。</p> <p>⑫大幅な目標達成であった。引き続き関係機関等からの情報提供、現地調査を行い現状把握し解消に努めてください。</p>	<p>⑪⑫農業委員・関係機関及び農家等の情報提供により、的確な状況把握のうえ、農地パトロールを実施して早期解消に努める。</p>
活動の評価案に対する意見等	<p>⑬地道な活動ではあるが継続してやっていくことが大事である</p> <p>⑭現地巡回を行い早期発見・早期指導により新たな遊休農地の発生を防ぎ、所有者の意向を確認して有効活用に解消に努めてください。</p>	<p>⑬引き続き農地パトロールを継続して遊休農地解消に努める。</p> <p>⑭農業委員は、常日頃担当地区割りされた中で農地の利用状況の把握に努めており計画的に農地パトロールを実施して意識啓発を図る。</p>

III 促進等事務に関する御意見等

認定農業者等担い手の育成及び確保	御意見等の概要	農業委員会としての考え方
目標の評価案に対する意見等	<p>⑮目標の検討が必要である。</p> <p>⑯関係機関が連携し情報収集を行い適正な目標値を設定してください。</p>	<p>⑮⑯目標値と認定農業者数の実績に開きが出た。関係機関・団体と連携し、より現実的な目標値を定め意欲のある担い手の掘り起こしにつなげたい。</p>
活動の評価案に対する意見等	<p>⑰関係機関と連携した普及活動が必要である。</p> <p>⑱関係機関等と連携して、認定農業者制度の周知し、意欲のある担い手の発掘に努めてください。</p>	<p>⑰⑱農業経営改善支援センターが農業委員会内にあり、認定農業者等に対する経営改善の支援や農地の利用調整等も行なっている。また、将来担い手等が不足すると見込まれる地域においては、今までと同様に関係機関が一体となって認定農業者制度を周知するとともに、意欲ある多様な担い手の確保を図る。</p>

2 担い手への農地の利用集積

認定農業者等担い手の育成及び確保	御意見等の概要	農業委員会としての考え方
目標の評価案に対する意見等	—	—
活動の評価案に対する意見等	<p>⑲引き続き認定農業者等担い手に農地集積が図られるよう努めてもらいたい。</p>	<p>⑲農業経営基盤強化促進法による利用権等設定事業を実施して認定農業者等の担い手への農地集積を図っている。また、農業経営基盤強化円滑化団体（農協）とも連携し、農地所有者から農地の貸し付けの委任を受け、意欲ある農業者（認定農業者）等の担い手への貸付拡大に取り組んでいる。更に、本年度より実施される農地中間管理事業に積極的に取り組んでいく。</p>

3 違反転用への適正な対応

違反転用への適正な対応	御意見等の概要	農業委員会としての考え方
目標の評価案に対する意見等	—	—
活動の評価案に対する意見等	—	—

4. その他の御意見等

御意見等の概要	農業委員会としての考え方
—	—

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）に対する意見・要望

I 法令事務（遊休農地に関する措置）

遊休農地に関する措置	御意見等の概要	農業委員会としての考え方
目標の評価案に対する意見等	⑳遊休農地については、周辺環境にも大きな影響を及ぼすため、所有者への徹底指導により早期解消に努めてください。	㉑㉒㉓農業委員・関係機関及び農家等の情報提供により、的確な状況把握のうえ農地パトロールを実施して早期解消に努める。
活動の評価案に対する意見等	㉑関係機関一体となった取り組みが必要であるとする。 ㉒定期的な現地確認と関係団体等の情報提供により的確な情報把握の上、早期解消に努めてください。 ㉓県知事の裁定又は市長の命令及び代執行に至る前に地元において所有者の同意を得なくても農地の適正な管理ができるような制度の検討、要望をお願いします。	

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

認定農業者等担い手の育成及び確保	御意見等の概要	農業委員会としての考え方
目標案に対する意見等	㉕農業関係団体と連携して担い手育成の基本方向と整合性を保ちながら推進してください。 ㉖5年後の農政の大改革を見据えて担い手となる認定農業者等の育成に努めてほしい	㉗㉘㉙㉚農業経営改善支援センターが農業委員会内にあり、認定農業者等に対する経営改善の支援や農地の利用調整等も行なっている。また、阿賀野市農業振興協議会、阿賀野市農業再生協議会の構成団体として、将来担い手等が不足すると見込まれる地域においては、今まで同様に関係機関が一体となって認定農業者制度を周知するとともに、意欲ある多様な担い手の確保を図る。
活動の評価案に対する意見等	㉛担い手支援活動に農業委員会として積極的に参画して認定農業者制度の周知を図り、新たな認定農業者の確保に努めてください。 ㉜地域内の意欲のある農業者に対して関係機関と連携しながら経営所得安定対策制度の説明会を開催し周知に努めてほしい。	

2 担い手への農地の利用集積

担い手への農地の利用集積	御意見等の概要	農業委員会としての考え方
目標の評価案に対する意見等	㊸地域で意欲のある農業者の情報収集を行い、担い手農業者を確保して農地利用面積の集積を図って下さい。	㊸㊹農業経営基盤強化促進法による利用権等設定事業を実施して認定農業者等の担い手への農地集積を図っている。また、農業経営基盤強化円滑化団体（農協）とも連携し、農地所有者から農地の貸し付けの委任を受け、意欲のある農業者（認定農業者）等の担い手への貸付拡大に取り組んでいる。更に、本年度より実施される農地中間管理事業に積極的に取り組んでいく。
活動の評価案に対する意見等	㊹引き続き認定農業者等の担い手に農地集積が図られるよう努めてもらいたい。経営所得安定対策を利用した利用権設定をして担い手への農地の利用集積を図って下さい。	

3 違反転用への適正な対応

違反転用への適正な対応	御意見等の概要	農業委員会としての考え方
目標の評価案に対する意見等	㊺疑わしい転用については、許可有無確認の上、適切な改善を図って下さい。 ㊻また、不法投棄等による違反転用にならないように、情報収集や現地確認に努めて下さい。	㊺㊻関係団体や農業者等からの情報収集を図りながら、農地パトロールによる現地確認をより一層強化するとともに、違反転用については原状回復命令等の適切な対応を図ることとする。また、転用許可の出た農地については、農業委員会が提示する「農地転用許可済標示板」を設置し、転用が完了するまで遂行状況報告等による確認を確実に実施する。 ㊼広報紙やホームページで周知を図っている。
活動の評価案に対する意見等	㊼目標達成に向けて、広報紙やホームページ等で周知をはかってほしい	

4 その他の御意見等

御意見等の概要	農業委員会としての考え方
—	—